

ぼったくりバー

大阪弁護士会 民暴委員会委員

ジャスティス中川法律事務所

弁護士 中川正義

前回のコラム¹では、取引相手が反社会的勢力であることが判明した場合の対処方法について、お話させて頂きました。つまり彼らは、暴力的な勢力を背景に、「秘密裏」かつ「迅速」に、金銭や義務無き行為を要求する傾向にあります。従って、いかなるケースであっても、これと真逆の対応、すなわち、秘密裏にではなく「オープン」に（例・万一面談せざるを得ない場合でも喫茶店等のオープンな場で）、また迅速にではなく「時間を掛けて」対応（例・弁護士や警察に相談してから回答）することが大切であると述べさせて頂きました。

今回は実際に当職が担当した“ぼったくりバー”の事例を参考に、現場での対応についてご紹介させて頂きます（守秘義務の観点から事案を抽象化して、事実関係を変更してご紹介しますので、その旨ご容赦下さい）。

当職が担当したということから分かるとおり、紹介事例は、被害者が現場から携帯電話で弁護士に連絡してきたというケースです。少し飲んだだけなのに、何故かお店で寝込んでしまって、夜中にお店で目が覚めると、飲食代として50万円を要求されたとしましょう（以下、「本件」と言います）。

威圧的、脅迫的な物言いで要求されてもその場で、払う等の約束はせず、上記のケースのように、知人に弁護士がいれば（いなくとも親族等に連絡）、「弁護士と相談します」と言って、時間を掛けて、かつ謂わばオープンな対応をすることが正しい対処方法だと思います。同時に、警察にも通報すべきです。スマホ等の電波が届かないようなお店であっても、相手方の威圧的、脅迫的な要求態様を一部始終、動画撮影をすべきでしょう。自らの生命、身体、財産の安全を

¹ 前回のコラム・平成31年2月28日付けの弁護士コラム「取引相手が反社会的勢力であることが判明した場合の対処」

守るために、相手方の了解無く動画撮影しても、肖像権侵害等の問題は生じないものと考えられますので。

スマホ等を取り上げられて壊された場合には、暴行罪、器物損壊罪の刑法上の犯罪の構成要件に該当すると考えられますし、ひとまずは帰宅したいと言っても帰してくれなければ、監禁罪の可能性も出てくるどころです。

しかし、多少でも飲食した事実があれば、そのまま帰ってしまうと無銭飲食の問題が生じてしまいますので、そのような場合には、例えば、内払金を支払って、お店から退出すれば良いでしょう。

本件でも、当職は現場に駆け付けて、内払金として3万円（被害者と相談の上、覚えている限りの飲食の想定を念のため少し上回る金額の設定です）を支払って、お店から領収書もらった上で、被害者を連れて帰りました。お店に対しては、弁護士の名刺を渡した上で、50万円の飲食をしたというのであれば、その旨の内訳を明記した請求書等を事務所宛に送るようお願いして帰りました。

もとより現場に駆け付けたと言っても、当職までお店に監禁されては困りますので、警察に連絡の上、事情を説明の上、複数の警察官同行の上、お店に赴きました。これもオープンな対応と、かろうじて言えるでしょう。

後日、お店の従業員が複数、当職の弁護士事務所に押しかけてきて、事務所の外で騒いでいましたが、決して中には入れませんでした。また彼らは、内訳を記載した請求書を持参することはありませんでしたし、お店から明細が送られてくることもありませんでした。

当職としては、あくまで明細を見た上で、検討するとだけ述べて彼らには帰ってもらい、前記3万円が払い過ぎであれば、返金してもらおうと思っておりました。

そうこうしている内に、直ぐに彼らからの要求は止み、後日、そのお店は警察に摘発され、逮捕に至りました。反社会的勢力が背景にいたかどうかは分かりませんが、手口から言ってその可能性は考えられます。以上、ご参考まで。

以 上

*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

*禁転載